

役目船修復其他

漁村羽出浦に在る庄屋古文書 (二)

贊助會員 安部 弥右衛門

(第一資料)

奉願御銀貸借之事

一 御銀走費目

右者当浦御持共仕込ニ差支難渋仕候ニ付書面之御銀
 舜借仕度奉願候 御慈悲之上ヲ以て右願之通放為
 仰付一被下候ハ、難育仕令奉存候 尤返上之儀ハ来る
 卯春ニ至リ故 仰付次第急度上納皆済可仕上候 依
 奉願候延如件

嘉永七年十二月廿八日

役方願主印

進上

この銀難渋願は、別に請書がない点から察すれば、少
 分許可されなかつたものと考えよ。

次の第二資料は、役目船の修復費と役元の置表替に要
 する経費及金三本買入代金の下附申請であり、第三資料
 は役目船買入に要する費用、第四資料は役元の置表替と
 薦べて新調に必要な経費の中請、第五資料は役目船の修

復と櫓の新調に關するもの、第六資料は役目船の新造、
 そして第七資料は役目船の櫓を新調する費用交付方の申
 請書であるが、何故かそのいずれにも許可に付する御
 請書が一通もないようで、この三か年間に亘る願い出は、
 つに許可されなかつたのであるまいか。

以下、一連の文書に対する筆者の所見を先に述べよう。

第一、役元座敷の置き表替というの其、庄屋の家の座敷
 を指す。言うまでもなく庄屋は、その村で相当の家柄と
 人物を誇張して任命され左名譽職といふべき存在であ
 り、従つて相当の権力も財力もあつたであらう。公費を
 以て表替え十るという置は、平常座敷は敷き込んで家人
 の用に供へてゐる量でなく、平素は藏へこんでいて、藩
 庁から身分ある役人へ来た時に敷き代えるために特別に
 作へたものである。薄ベリは、公用の時に旅側又は役目
 船などに敷くために調えるもので、領内の村浦に豆つて
 庄屋大庄屋すべてがこのように公費で造ることなれば、藩
 全体で日暮大を金額と要することになり、藩の経済に少
 なくとも影響を与えることになる。

次に役目船の新造、又は修復、船具の新調すども「村
 判方御免」という方法で許可して欲し、と、再三願ひ出
 ていらが、これもついに許可されなかつたのである。一
 四十村方がの請書が出ていない。これも藩庁として以
 不可能なことであつたろう。当時役目船は藩前には各浦
 に一隻碇はあり、津久見、四浦、保戸島、米水岸、下浦
 などは別として、蒲戸浦から大崎まで佐伯湾内だけの蒲
 でも約三十内外あるので、これら役目船を藩の公費支拂
 にすることは、到底不可能であつたであらう。

然し敗政難に困つて、いた浦前の庄屋は、平素懇意な御
 家中のお偉方さんにお意を伺つて、それをればお願ひし
 て見よとか何とか教えられたのを心願として、連續三

年も頗つて見たがではないだらうか。ともかくも役目船のことは、日常の生計に困つてゐる漁村の人たちの思い余へた願いであつたであらう。

(第二資料)

一銀五拾弐枚四分		御後日船作事入用		覺
水二十日	椿一挺	三枚	茅百五十目	
立丸四分	同號三挺	一枚五分入子立ツ		
立丸	金代	立丸	杉一寸板一門	
式代	(主) 桃皮代	拾枚五分大三三人貸		
		共六人		
一同拾五枚九分	役元座敷表等			
内九枚	七島表六枚			
五枚或分	木綿一丈五尺九寸			
走丸	緑り染代七分	革代		
一同拾六枚六分	役元用薄緑入用			
内九枚	七島表六枚	二枚六分木綿七寸		
五枚	緑り染代五分	革代		
一同三枚	置刺職人貸黙共六枚			
一同九枚六分	傘三本			
正八月十日	役			
	印			

一毛被御役目船		組伴五郎古小船		覺
古者去丑十二月晦日御前申上置候元役目船損申候二付書面之船買受申度奉存候尤村割方御免被寫二付被下候様奉願候依此段御前申上候以上				
(主) 貨正月十四日		役	人	印
一式粉吉水		蒲後表六枚		覺
一式冬四分		紙八枚六枚		
一七分		八枚附茅代		
一參枚				
一式拾七枚走丸				
右日役元座敷置損申候二付表替仕度奉存候				
一拾枚八分	七島表六枚			
一參枚或分				
一五分	八枚附			
一五分	ヘリ木綿染代			
一分	ヘリ附二皮代			
一拾五枚				
右出役元薄入一欄申候二付前様下仕度奉存候				

(註二) 徒目船 江戸時代から明治三十年頃まで各藩毎につつて「太鼓」致御見分候二付出来之上朴割方御免被寫二付被下候様奉願候此段御前申上候以上

(註三) 徒目船 木被の家、この場合木被は羽出浦庄屋元。

(註四) 徒目船 えさ皮(しまね皮)と呼ぶ折木の皮下の層にあれば、太鼓板の縫目に付けて浸水を防ぐ

て、明治三十一年前後廢止された。

註二) 徒目船

註三) えさ皮(しまね皮)

註四) 徒目船

惣メ四拾弐又壹分

吉良書面之通夫々仕度奉願候 尤成就之上村割方御免被爲二仰付被下候様奉願候 依此段御願申上儀

(是)寅三月二十八日

役人中印

以上

一銀七十五枚

内

三拾二枚

船櫓走梯

或拾五枚

七枚

三次

内

入舟五ツ

走奴立分

内

太工三人價賃共六

船櫓走梯

内

百五拾枚

古者當浦御役目船櫓損候に付此段書面之通相調之中度奉願候 尤成之士上村割方御免被爲二仰付被下候様奉願候 依此段御願申上候 以上

卯十一月十九日

役人印

印

進上

一銀百九枚
一同拾枚
二同拾枚
一同八拾七枚五分
メ二百拾六枚五分
古ハ当浦役目船是達所持仕候延損し申候ニ付此節新規以造船仕度奉候尤モ船板走板前の義以船宿よ
ノ村方へ賜合仕候に付書面之通金作仕度奉候候尤
モ成就之上村割方御免被爲二仰付被下候様奉願候
依而此段御願申上候 以上

進

上

卯七月三日

役人中印

八第二資料

覺

御役目船櫓新規諸入用

一銀四十目

内

船櫓走梯

内

船櫓走梯

或拾五枚

内

百五拾枚

走奴立分

内

太工三人價賃共六

船櫓走梯

内

百五拾枚

第六資料

覺

一銀四十目

内

船櫓走梯

走奴立分

内

船櫓走梯

ニ此と金に換算すると三郎二分二承余は当石
ハニ正戸前代に各前代船宿がおつて、これが村の協議で定め、船宿販
船宿が立寄り、ここまつて双方便宜を計っていた。船宿販
利益を挙げておらず、現今へ寄付と同じ意
味のものである。

同鹿久五分 但右同浙 擬おり釣り十代
 同五分 但右同浙 擬おり釣り五十本
 同七分 但右同浙大工五人 但價一特共
 メセ拾式象四分

古ハ此段夫々書面之通仕度奉願候尤成就之上村刺
 方御免放為仰付被下假釋奉願候依此段御漸半上
 候以上

嘉慶三十一年十一月廿一日

役人中印

(註) あおり釣 級のあおり放はすち止み釣
 (二) かじおり釣 資運の船釣
 (三) 嘉慶七年(一八〇八年)

進上

賞書

番正川今昔物語(二)

— 洪水との戦い —

会員 池田四作

むすび

筆者日本文を草しながら思つた。嘉慶六年六月三日に
 は、ペリー提督の率いる米艦四隻が始めて浦賀湾に入港
 して幕府に修好を求めた。同年七月十七日には口シ
 ヤ軍艦四隻が長崎に入港して修好を求め、安政元年閏七月には、英國東印度艦隊司令官スターイングが、長崎
 に入港するなど、外國關係がにわかに忙しくなつた。從
 つて国内の攘夷論と開國論とは益々烈しく相反接し國を
 挙げて騒然とし、内憂外患共に迫るの危機であつた。

今回の古文書は丁度その頃のものである。郷土の人た
 ちは貧しい生活の中からその頃の世情をどう感じていだ
 だらうか。また知つていいだろうか。それと日本の大
 韻など全く知らず、只その日々の糧を求めるために、
 黙々と汗を流して働きつづけていたものではあるまいが、
 一方わが佐治藩は、これらの国内事情を領民に知らせて
 いたであらうか。例の知らしむ可からず、いろしもべ

一方で、庶民はつんば接致におかれていなければ身のまゝいか、太平洋戦争末期に於ける日本国民大衆のようにもこれも興味ある問題である。

(終)

昭和十八年十月十九日迄終日こやみもなく雨が降り続
 き、川の水量がふえ満流が瀕枕を打つて流れ、今まで経
 験したこと也有り大洪水となつたが、まさか角石を越す
 心配はあるまい安心していくが、その夜から雨は一層
 強くなり、川野振張藏さんは家自然道具の片附に懸命。川
 岸の片山さんの家ではそのすごい勢でごく混りの濁流が
 流れこえ、振張藏さん經營の客馬車の駿東場には水が浸
 入をはじめ、西谷の警防団の非常召集により上のうき幕
 く始ら、各戸から防火水槽(井戸)消防備えていたコン
 クリート製水槽と並べて流れ来る水をせきとめのに
 必死。刻々水量は増し、消防団長河野平市さんの指揮督
 励も水勢に及蘇らず、並べた水槽が広小路までも流され
 た。川野振張藏さん宅では城山の小高い安全な場所に避
 離しあが、番正川一帯を見渡せば長瀬津留(今之成南区)
 と池輪(水の井)堤防のない天神洋留以上手の土居、内
 藤原から流れこんだ濁流が満呑いて流れ、はるか水久部
 も中山七山の麓に点在する家だけが見えろ。